

はじめに

学校保健統計調査（指定統計第15号）は、幼児、児童および生徒の発育状態および健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得るために毎年実施しているもので、発育状態調査と健康状態調査の二つの調査から成り立っています。

この報告書は、平成20年度に実施した「学校保健統計調査」の結果から、**滋賀県**平均値を中心に取りまとめたものです。

教育関係者をはじめとして、関係各方面で広く御活用いただければ幸いです。

この調査の実施にあたり、多大な御協力を賜りました調査実施校（園）ならびに関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、この調査結果は、速報値であり、後日文部科学省から刊行される「平成20年度学校保健統計調査報告書」が確定値になります。

学校保健統計調査の概要

この調査は、統計法に基づく指定統計第15号として実施されています。

1 調査の目的

この調査は、幼児、児童および生徒の発育状態および健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の範囲・対象

調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校および高等学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校（園）」という。）とし、調査実施校（園）に在籍する幼児、児童および生徒を調査の対象者としてします。

ただし、次の人は調査の対象者から除きます。

幼稚園に在籍する5歳未満の幼児。

高等学校の全日制課程および定時制課程に在籍する満18歳以上の生徒ならびに通信制課程の生徒。
なお、年齢は平成20年4月1日現在の満年齢です。

3 調査事項

（1）幼児、児童および生徒の発育状態（身長、体重および座高）

（2）幼児、児童および生徒の健康状態（疾病・異常）

4 調査の期日および方法

調査は、「学校保健法」により毎年6月30日までに実施されている学校における健康診断の結果に基づいて行いました。

5 標本抽出の方法

この調査における標本抽出の方法は、発育状態調査が層化二段無作為抽出法、健康状態調査が層化集落抽出法で、抽出手順は次のとおりです。

学校種別ごとに、児童などの数に応じ、学校を層化します。

調査実施校数を層数で割り、1層当たりの割り当て学校数を求めます。

各層内で、調査実施校を単純無作為抽出します。

抽出された学校から、発育状態調査については、年齢別、男女別に系統抽出法により対象児童などを抽出します。健康状態調査については、調査実施校の在学者全員を対象とします。

なお、調査実施校数と調査対象者数は、次ページの表1のとおりです。

6 統計表中の符号

0.0 …… 数値が単位未満の場合。

…… 数値が減少、または負の数の場合。

- …… 数値が0の場合。

… …… 数値がない場合。

表1 滋賀県の実施状況

学校種別	総数		実施調査 校(園)数 (校(園))	発育状態調査		健康状態調査	
	学校数 (校(園))	幼児、児童、 生徒数 (人) A		調査対象 者数 (人) B	抽出率 (%) B / A	調査対象 者数 (人) C	抽出率 (%) C / A
幼稚園	190	7,984	30	1,140	14.3%	1,615	20.2%
小学校	236	87,220	57	5,468	6.3%	31,920	36.6%
中学校	107	41,958	37	4,393	10.5%	18,779	44.8%
高等学校	58	38,277	25	2,202	5.8%	18,285	47.8%
合計	591	175,439	149	13,203	7.5%	70,599	40.2%

- (注)
- ・ 年齢は平成20年4月1日現在の満年齢です。
 - ・ 調査対象者数は、幼稚園については5歳児のみ。高等学校については、満18歳以上の生徒および通信制課程の生徒は除きます。
 - ・ 抽出率は、幼児、児童および生徒総数に占める調査対象者数の割合です。